

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぼ～と



第75号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

弥生3月、今年は殊のほか雪も少なく雪害も聞かれませんでした。梅香の便りを楽しみに、また夏の水不足を心配していた矢先に「新型コロナウィルス」の感染、拡大で南丹市はもとより日本中、世界中が一挙に閉塞感に包まれました。景気の悪化はリーマンショック以上であるとも言われているようです。

拡大を防ぐためにイベント等開催見直しや延期、自粛で人の流れが止まり、宿泊、飲食、小売り、サービスの流通が止まりました。渡航自粛でインバウンド消費の落ち込みや、感染元となった中国のサプライヤーから部品供給停止や遅延から、住設機器や建材の製造にも影響が出始め、そのために着工遅れや工期延長などの厳しい状況が予測され始めています。建設業社のさらなる収益悪化も危惧されるに至り、企業を取り巻く環境は大きく揺らいでいます。慢性的な職人不足を背景に労務費負担が増したこと、中小はもとより小規模事業者への影響はなお大きくなっています。

政府は影響のある企業には、資金繰り支援や雇用調整助成金の特例措置を打ち出し、返済等の条件変更を金融機関に求める支援方針も表明され、影響を最小限にとどめる抑制効果を期待したいものです。南丹市商工会ではこれら支援策が有効に事業者に使っていただけるように、巡回と窓口支援の強化をしていきたいと思います。本来ですと確定申告の時期と重なっていますが、京都府の支援策も順次出てきておりますので何なりとご相談願います。

また報道によりますと、最近では人間関係に深い亀裂を生む新型コロナウィルス「病気自体より、感染者扱いされることがいちばん怖い」という声さえあり、冷静さを欠いた「感染差別」はあらゆるところに潜んでいて、新型コロナウィルスの感染拡大による社会不安が各所で顕在化しているようです。海外では自宅で過ごす時間が増える上、日用品をめぐって暴動が起きるのではないかとの懸念もあるなどと報道されています。皆様の身の回りの今一度冷静な対応を願います。

「新型コロナウィルスに関する経営相談窓口」設置のお知らせ

新型コロナウィルスに関する中小企業・小規模事業者支援として、相談窓口を開設しています。新型コロナウィルスの影響による中小企業・小規模事業者からの経営上のご相談を承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

《令和2年3月12日現在》

* 「新型コロナウィルス対応緊急資金」 <京都府・京都市>

◎融資対象となる方

京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6か月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウィルス感染症の発生による影響を受け、各種要件を満たす方。

◎資金使途・融資期間 運転資金 10年以内

◎融資利率 年1.2%（固定金利）

◎融資限度額 有担保 2億円 無担保 8000万円

※ただし、保証協会の普通保証利用可能限度額の範囲内

※保証協会の保証が必要です。

* <日本政策金融公庫>の各種融資制度

●マル経融資の金利引き下げ（3月17日より実施）

◎ご利用いただける方

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

◎資金使途 運転資金 設備資金

◎融資限度枠 別枠1000万円

◎融資利率 経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より
当初3年間 △0.9%引き下げ

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

●無利子・無担保融資 【新型コロナウィルス感染症特別融資】

◎ご利用いただける方

新型コロナウィルスの影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方

① 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少

した方

②業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

A 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高

B 令和元年12月の売上高

C 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

◎資金使途 運転資金・設備資金 ◎無担保

◎貸付期間 設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

◎融資限度額（別枠） 中小事業 3億円 国民事業 6000万円

◎金利 当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利

中小事業 1.11%→0.21% 国民事業 1.36%→0.46%

（利下げ限度額・中小事業1億円、国民事業3000万円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

●特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウィルス感染症特別融資貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第
中小企業庁HP等で公表予定です。

*<厚生労働省>による各種助成金

●雇用調整助成金の特例措置（別紙チラシを参照）

●小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

◎対象事業主

①又は②の子供の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウィルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子供

②新型コロナウィルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウィルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子供

◎支給額 休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同額

◎適用日 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※令和2年3月12日現在の情報です。具体的な手続き等は、詳細が決まり次第 厚生労働省HPより公表されます。

*<経済産業省>の資金繰り支援・経営環境の整備など各種支援策

☆詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

新型コロナウィルス感染症対策オンラインセミナー

東京海上日動火災保険㈱と京都府商工会連合会では、新型コロナウィルス感染症から会社と従業員をお守りいただくためのコンテンツとして、Web上で視聴いただける「オンラインセミナー」をお客様向け限定無料公開いたします。感染の拡大防止のための企業・個人としての対策や事業の継続をご検討いただくにあたっての参考情報、従業員向けの意識啓発ツールとしてご活用ください。

基礎知識編【約12分】
感染症に関する基礎知識をわかりやすく解説。
従業員の基礎教育に最適なコンテンツ。

企業に求められる対策編【約12分】
企業として検討すべき基本的な感染症対策を
解説。国内での感染初期対応を中心に作成。

個人に求められる感染予防策編【約11分】
感染症予防・抑制拡大防止のために、個人として
取り組める対策を解説。

感染症と事業継続編【約13分】
感染症の感染拡大期に備え、企業の事業継続
の観点から検討しておくべきポイントを整理、解説。

◇公開期間 2020年3月10日～2020年4月30日まで

※新型コロナウィルス感染拡大の状況によって公開期間を変更させていただく場合
がございますので、あらかじめご了承ください。

◇閲覧方法

URL : <https://www.tokiorisk.co.jp/service/infectious-disease/login/>

①上記URLへアクセス

②ログイン画面に遷移し、アクセスコードを入力

アクセスコード： **tokiomarine**

■ご利用にあたっての注意事項

- ・本セミナーの内容は現在の知見に基づいて作成されたものであり、将来発生しうるすべての事態を網羅しているものではありません。
- ・本セミナーはあくまでも情報提供として供するものであり、セミナー内の情報をもとにしたお客様社内での判断等に東京海上日動リクスコンサルティング株、東京海上日動火災保険株、その他関係会社が責任を負うものではありません。
- ・本セミナーの著作権は東京海上日動リクスコンサルティング株に帰属いたします。お客様社内でのご利用を除き、本セミナーの内容、及びURL、アクセスコードをお客様から第三者へ提供することは固くお断りいたします。

** 令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金(一般型) **

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助するものです。

・補助金額等　審査で採択された場合、原則 50 万円を上限（補助率 2/3）

・公募スケジュール（予定）

　公募開始　2020 年 3 月 10 日（火）

　受付開始　2020 年 3 月 13 日（金）

○第 1 回受付締切　2020 年 3 月 31 日（火）【締切日当日消印有効】

　事業実施期間　交付決定日～2020 年 12 月 31 日（木）まで

○第 2 回受付締切　2020 年 6 月 5 日（金）【　　〃　】

　事業実施期間　交付決定日～2021 年 3 月 31 日（水）まで

○第 3 回受付締切　2020 年 10 月 2 日（金）【　　〃　】

　事業実施期間　交付決定日～2021 年 7 月 31 日（土）まで

○第 4 回受付締切　2021 年 2 月 5 日（金）【　　〃　】

　事業実施期間　交付決定日～2021 年 11 月 30 日（火）まで

★詳細については、商工会　本所・各支所までお問い合わせください。

令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(一般型)公募について

令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(一般型、1次締切)の公募を以下のとおり開始します。

1. 事業概要

本事業は、中小企業・小規模事業者等今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

2. 公募期間

- 公募開始：令和2年3月10日（火） 17時
- 申請受付：令和2年3月26日（木） 17時
- 第1次締切：令和2年3月31日（火） 17時

※ 申請にあたっては、GビズIDプライムアカウントの取得が必要となります。未取得の方はお早めに利用登録を行って下さい。

※ 本事業については、通年公募とし、約3ヶ月おきに締切を設ける予定です。次回の締切は5月頃を予定しております。

※ 1次締切に関する公募説明会は開催いたしません。

3. 公募要領等

今回は、一般型のみを公募します。グローバル展開型及びビジネスモデル構築型については、公募開始に向けた準備を進めておりますので、今しばらくお待ち下さい。

応募申請書の作成にあたっては、公募要領の注意事項を十分にご確認ください。

<応募申請書類お問合せ先>

ものづくり補助金サポートセンター

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝日除く）

電話番号：050-8880-4053

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html>

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

健康増進法の改正に伴い飲食店の喫煙ルールが変わります

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。多くの人が利用する全ての施設において、2020年4月1日から原則屋内禁煙となります。

飲食店と事業者の方は、喫煙専用室ならびに加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。また、既存の経営規模の小さな飲食店は、経過措置があります。

(下の「改正健康増進法の体系」をご参照ください)

改正の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置だけではなく、その運用に関する様々なルールの遵守が必要となります。

- 施設に喫煙室がある場合、標識の表示が義務付けられます。
- 20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。
- 従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。
- 義務違反には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。



◇詳細は、ホームページでご確認ください。 (<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>)

* * * 2020年6月1日より

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります ～セクシャルハラスメント等の防止対策も強化されます～

※中小企業主は、2022年4月1日から義務化され、それまでは努力義務です。

職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。(適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります)

パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申し出を行うことができるようになります。

○職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的もしくは精神的な苦痛を与えること）

※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

・「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

・「優越的な関係」とは、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

職務上の地位が上位の者による行為、同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの。

◇お問い合わせ 京都労働局 雇用環境・均等室

TEL 075-241-3212

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が、

令和2年4月16日(木)まで延長されました。

*振替納税をご利用の方の口座振替納付日

申告所得税 令和2年5月15日(金)

消費税 令和2年5月19日(火)

納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウィルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署（徵収担当）にご相談ください

●要件

①国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。

②納税について誠実な意思を有すると認められること。

③換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。

④納付すべき国税の納期限（注1）から6ヶ月以内に申請書が提出されていること。

⑤原則として、担保の提供があること。（担保が不要な場合があります）

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

（注2）既に滞納がある場合や、滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予が受けられる場合もあります。

猶予が認められると、●原則1年間猶予、●猶予期間中の延滞税の一部が免除、
●財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

* お気軽に所轄の税務署へお電話でご相談ください。（納期限前から相談できます）

プレミアム付商品券換金について

10月からの消費税・地方消費税10%への引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、低所得者と子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業が南丹市において実施されています。

1. 有効期限 令和2年3月31日（火）

2. 換金期日 令和2年4月30日（木）

★商品券換金期日以後の換金は、理由を問わずできませんので
ご理解をお願いいたします。

南丹市ふるさと納税返礼品取り扱い事業者説明会

去る2月13日に、南丹市における、ふるさと納税返礼品取扱事業者の説明会が開催されました。

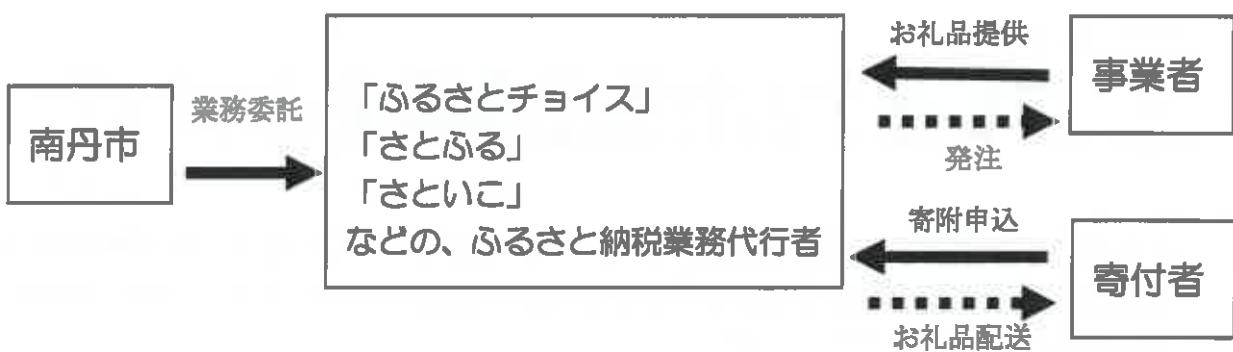


南丹市の令和元年度（2月10日時点）での寄附金額は約5,850万円です。

現在は、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に返戻品を掲載し、寄付金の募集をされていますが、2月以降「さとふる」「さといこ」においても公開されることとなりました。

返礼品の取り扱い要件は、

- ・市内に事業所や工場がある企業または個人事業所
- ・市内で生産、製造されるもの
- ・市内で提供される食事、宿泊、体験などのサービスなど。



新たに登録をご検討の事業所は、南丹市までお問合せください。
《お問い合わせ》

南丹市 地域総務課

電話 : 0771-68-0019 FAX : 0771-63-0653

メール : furusato-ouen@city.nantan.lg.jp



女性部活動報告

女性部から発信する情報誌「くろーばー」Vol.14 を発行しました。



より身近に感じていただける女性部であるよう情報誌を発行していきますので、どうぞ今後共ご協力の程よろしくお願いします。

◆2020.1.15

京都市内「視察研修」（醍醐寺・隨心院・青龍殿）



非日常の中で、女性部員それぞれの事業所の紹介や現状など語り合いながら充実した時間を過ごすことができ、より一層の交流となりました。

* * * 今後の予定 * * *

4月17日（金） 令和2年度通常総会



南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さほ～と します！！

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援します。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わざらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指導、PL保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」を支援します。

もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください！



- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| ★ 本所(八木支所) | 八木町八木東久保 28-1 | ☎0771-42-5380 |
| ★ 園部支所 | 園部町小桜町 62-1 | ☎0771-62-0766 |
| ★ 日吉支所 | 日吉町殿田尾崎 8-1 | ☎0771-72-0224 |
| ★ 美山支所 | 美山町島島台 51 | ☎0771-75-0021 |

南丹市商工会ホームページ <http://nantan.kyoto-fsci.or.jp/>

e-mail nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp